



4 令和8年4月15日 発行
第80巻 第4号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人 **岡山県労働基準協会**
 編集兼 (電話 (086) 225-3571)
 発行人 岡田 康 浩
 1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費に含む)
 ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



紺屋川美観地区(高梁市) (写真提供：公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

Apr. 2026

行政の動き

- 厚生労働省人事異動 2
- 企業の人材の確保・定着に役立つ認定制度のご案内 .. 3
- 女性活躍推進法が改正されました 7

- 中小企業無災害記録証が授与されました 4
- 令和8年度安全管理講習会のご案内 5
- 本部定時総会・各支部全体会議の日程が決まりました ..10

協会より

- 労働災害-統計- 9

地域企業の魅力ある職場づくりに貢献します

厚生労働省人事異動

(岡山労働局内)

2026年4月1日発令 岡山労働局

新 任	旧 任	氏 名
職業安定局労働市場センター業務室長補佐	岡山労働局総務部長	榎本 俊一
岡山労働局総務部長	大臣官房地方課長補佐	松岡 宗寛
埼玉労働局雇用環境・均等部長	岡山労働局雇用環境・均等室長	播磨 久美
岡山労働局雇用環境・均等室長	鳥取労働局雇用環境・均等室長	岡田 節子
労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室長補佐	岡山労働局労働基準部長	政木 隆一
岡山労働局労働基準部長	愛媛労働局労働基準部長	佐藤 明士
労働基準局補償課労災保険審理室 中央労災補償訟務官	岡山労働局総務部総務課長	川添 浩二
岡山労働局総務部総務課長	岡山労働局職業安定部職業対策課長	内山 透
岡山労働局労働基準部監督課長	岡山労働局労働基準部健康安全課長	貞宗 恵治
岡山労働局労働基準部健康安全課長	岡山労働局労働基準部健康安全課 主任産業安全専門官	田淵 英二
岡山労働局労働基準部賃金室長	岡山労働基準監督署副署長	宮本 洋子
岡山労働局労働基準部労災補償課長	岡山労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官	江草 康成
岡山労働局職業安定部職業安定課長	岡山労働局職業安定部職業安定課 主任職業安定監察官	神宝 英雄
岡山労働局職業安定部職業対策課長	西大寺公共職業安定所長	杉原 清剛
岡山労働局職業安定部需給調整事業室長	岡山労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当官	守谷 正紀

(労働基準監督署)

2026年4月1日発令 岡山労働局

岡山労働基準監督署長	岡山労働局労働基準部監督課長	岸本 英明
倉敷労働基準監督署長	岡山労働基準監督署副署長	坪井 一倫
笠岡労働基準監督署長	新見労働基準監督署長	山路 元博
新見労働基準監督署長	倉敷労働基準監督署副署長	堀内 顕

(公共職業安定所)

2026年4月1日発令 岡山労働局

岡山公共職業安定所長	岡山労働局総務部総務課総務企画官	瀧浪 健二
津山公共職業安定所長	岡山公共職業安定所次長	秋田 諭
倉敷中央公共職業安定所長	高梁公共職業安定所長	鶴海 義行
玉野公共職業安定所長	岡山労働局職業安定部職業対策課長補佐	平松 京子
和気公共職業安定所長	岡山公共職業安定所次長	吉田 英雄
高梁公共職業安定所長	岡山労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官	鳴坂 貴志
笠岡公共職業安定所長	岡山労働局雇用環境・均等室長補佐	箕輪 光幸
西大寺公共職業安定所長	岡山労働局職業安定部職業安定課 主任雇用保険監察官	辻本 晃

(退職者)

2026年3月31日発令 岡山労働局

退職	岡山労働局総務部労働保険徴収室長補佐	松本 浩一
退職	岡山労働局労働基準部賃金室長	黒田 和美
退職	岡山労働局労働基準部労災補償課長	藤本 綾
退職	岡山労働基準監督署長	犬塚 浩司
退職	岡山公共職業安定所次長	戸取 誠
退職	岡山公共職業安定所次長	瀧下 肇
退職	岡山公共職業安定所主任就職促進指導官	丹羽 和江
退職	倉敷中央公共職業安定所次長	安藤 啓一
退職	和気公共職業安定所長	赤枝 知雄
退職	和気公共職業安定所備前出張所長	板崎 央
退職	笠岡公共職業安定所長	新木 義則
退職	西大寺公共職業安定所統括職業指導官	山崎 高志

事業主の皆さまへ

企業の人材確保・定着に役立つ 認定制度のご案内

えるぼし認定制度

女性活躍推進

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のため取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「**えるぼし認定企業**」や「**プラチナえるぼし認定企業**」として認定します。

※女性活躍推進法の改正により、令和8年4月1日から一部の認定基準が見直され、女性の健康支援に取り組む企業を認定する「**プラス**」認定制度が始まります。



えるぼし認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点点評価が得られる

女性活躍推進法特集ページ

検索



くるみん認定制度

子育てサポート

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「**くるみん認定企業**」、「**プラチナくるみん認定企業**」、「**トライくるみん認定企業**」として認定します。

また、不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「**プラス**」認定制度もあります。



くるみん認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられる
<https://kuruminjosei.jp/>
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点点評価が得られる



両立支援のひろば

検索



【お問合せ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 電話(086)225-2017

中小企業無災害記録証が授与されました!!

さんもく工業株式会社岡山事業所 (岡山市南区海岸通2-6-3)

同社では、令和5年1月10日から無災害を継続し、令和7年10月16日に記録(第二種・進歩賞・700日)を見事達成し、令和7年11月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、令和8年1月6日付けでその交付が決定し、令和8年2月12日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました。



入江 様

伝達式では、管理部 入江 様に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種は木材・木製品製造業、次回の「第三種・銅賞・1,050日」も達成されますことを祈念いたします。

◆代表者からのメッセージ

この度は無災害記録証を授与いただき、誠にありがとうございます。

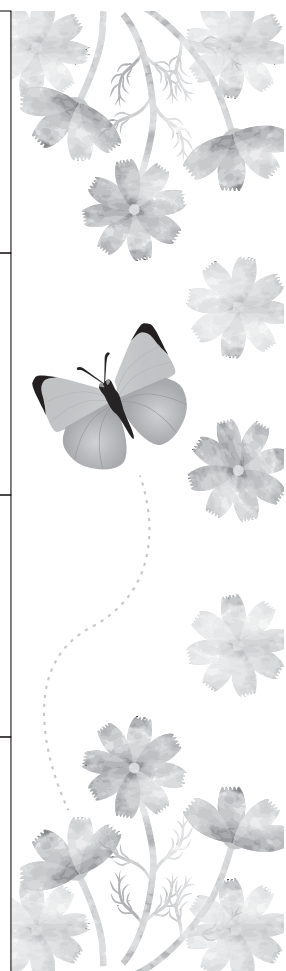
弊社は木材加工会社として設立以来90年以上にわたり実績を重ねてまいりました。

安全を第一として労働災害ゼロを目標に、日々の安全教育や安心して働ける職場環境づくりに取り組んできたことが、今回の無災害記録達成につながったものと考えております。

今後も安全最優先の姿勢を徹底し、災害ゼロの継続とより一層信頼される企業を目指してまいります。

さんもく工業株式会社 管理部 入江 英樹

 <p>株式会社 サンヨーフーズ 代表取締役社長 佐々木 正信 笠岡工場 〒714-0006 岡山県笠岡市みの越13番 TEL(0865)62-6111(代) FAX(0865)62-6600 http://www.sanyofoods.jp/</p>	 <p>ヒルタ工業株式会社 代表取締役社長 晝田 眞三 代表取締役社長 小田 崇之 笠岡(本社)工場 〒714-0062 岡山県笠岡市茂平1410 TEL (0865)66-3700(代) FAX(0865)66-2888 http://www.hiruta-kogyo.co.jp</p>
<p>「おいしい!」をキチンと</p>  <p>株式会社 サンラヴィアン 〒719-0302 岡山県浅口市里庄町新庄 3920 TEL 0865-64-4771 FAX 0865-64-5163</p>	 <p>株式会社 一井 ICHII ICHII Co., Ltd. 代表取締役社長 井川 秀樹 本社 岡山市南区山田2-1-17-3 TEL 086-281-1011 URL:https://www.ichii-ind.com/ 事業所 総社工場 九州工場 (福岡県鞍手郡)</p>
 <p>株式会社 すえ木工 代表取締役社長 須江 健治 家具事業部・R I M事業部 津山市八出 244-1/TEL 0868-23-4481</p>	 <p>フェニテックセミコンダクター株式会社 代表取締役社長 石井 弘幸 〒715-8602 岡山県井原市木之子町6833番地 TEL (0866) 62-4121 FAX (0866) 63-2866 https://www.phenitec.co.jp/</p>
 <p>坂本産業株式会社 代表取締役 坂本修三 〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1 TEL(0865) 65-0311(代) FAX(0865) 65-0460</p>	<p>品川リフラ株式会社 SHINAGAWA REFRA CO., LTD. 岡山工場 〒705-8615 岡山県備前市東片上88</p>



参加
無料

令和8年度

安全管理講習会

主催：岡山県労働基準協会 後援：岡山労働局・各労働基準監督署

6/11(木) 笠岡

絶対安全と許容不可リスクのあいだ
～熱中症、エイジフレンドリー、
化学物質管理における実践的対応～

講師 福井 剛史氏

労働安全コンサルタント
技術士事務所 ALEITA 代表

会場／笠岡市民会館
(笠岡市六番町1-10)

6/17(水) 玉野

命を守る！
現場のための防災気象情報活用術
～熱中症・ゲリラ豪雨・落雷から作業員を守る～

講師 宇野田 隆司氏

岡山地方気象台 次長

会場／玉野市総合保健福祉センター
(玉野市奥玉1-18-5)

6/19(金) 倉敷

絶対安全と許容不可リスクのあいだ
～熱中症、エイジフレンドリー、
化学物質管理における実践的対応～

講師 福井 剛史氏

労働安全コンサルタント
技術士事務所 ALEITA 代表

会場／JFEスチール(株)広江クラブ
(倉敷市広江4-1-1)

6/23(火) 新見

命を守る！
現場のための防災気象情報活用術
～熱中症・ゲリラ豪雨・落雷から作業員を守る～

講師 宇野田 隆司氏

岡山地方気象台 次長

会場／まなび広場にいみ
(新見市新見123-2)

6/23(火) 岡山

その対策、
本当に社員の命を守れますか？
～元消防士が現場で見た“企業防災の盲点”～

講師 堀脇 泰治氏

株式会社防災ネットワーク 代表取締役

会場／岡山県安全衛生会館
(岡山市南区山田2315-4)

6/23(火) 津山 [サテライト]

その対策、
本当に社員の命を守れますか？
～元消防士が現場で見た“企業防災の盲点”～

講師 堀脇 泰治氏

株式会社防災ネットワーク 代表取締役

会場／北部教習所
(津山市神戸574-10)

6/24(水) 和気

絶対安全と許容不可リスクのあいだ
～熱中症、エイジフレンドリー、
化学物質管理における実践的対応～

講師 福井 剛史氏

労働安全コンサルタント
技術士事務所 ALEITA 代表

会場／岡山セラミックスセンター
(備前市西片上1406-18)

<プログラム>

第1部	労働基準監督署の指導 13:30～
第2部	特別講演 15:00～16:30

- 上記のほか関係機関による広報を実施する場合があります。
- 会場により一部の時間割を変更する場合があります。

今年も、6月1日から30日までを準備期間として、7月1日から7日まで第99回全国安全週間が展開されます。
 当協会では、例年各支部において準備期間中に開催している安全管理講習会をご案内のとおり計画いたしました。受講を希望される場合は、**当協会ホームページ**または下記の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部までFAX送信してください。受付完了後、受講票をお送りいたします。
 ご都合のよい日程・テーマでご受講くださいますようお願い申し上げます。



《様式》 安全管理講習会（6月 日 会場）受講申込書 *7030

※受付	(フリガナ) 氏 名	※受付	(フリガナ) 氏 名
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()		
事業所 所在地	〒 - 都道 市 郡 区 府県		
ご担当者 職 氏 名	(ご連絡先) TEL - -		
受講票送付先	FAX - -		
※いずれかに ご記入ください	メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習会の的確な実施のためにのみ使用します。

当協会ホームページまたはFAXにてお申込みください

一般社団法人 岡山県労働基準協会

TEL 086-282-6532 FAX 086-282-6506

岡山県労働基準協会

検索



岡山支部 TEL 086-221-2160 FAX 086-227-1047
 倉敷支部 TEL 086-422-6230 FAX 086-426-6521
 玉野支部 TEL 0863-21-2349 FAX 0863-21-3334
 児島支部 TEL 086-473-1811 FAX 086-473-1870

津山支部 TEL 0868-32-8677 FAX 0868-32-8644
 笠岡支部 TEL 0865-63-3718 FAX 0865-63-3735
 和気支部 TEL 0869-92-0876 FAX 0869-92-0899
 新見支部 TEL 0867-72-0338 FAX 0867-72-0317

女性活躍推進法が改正されました!

2026(令和8)年4月1日施行

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し(令和7年6月11日公布)、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました(同年12月23日公布・告示)。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大

義務

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

企業等規模	改正前	改正後
<u>301人以上</u>	<u>男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表</u>	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表</u>
<u>101人～300人</u>	<u>1項目以上を公表</u>	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表</u>

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する姿勢を表すものとして求職者の企業選択の要素となることにご留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表をご検討ください。

従業員数301人以上の企業は・・・

従業員数が301人以上の企業に、以下の**4項目以上の情報公表**を義務付けます。

- **男女間賃金差異** (令和4年7月8日から義務付けられています)
- **女性管理職比率** (令和8年4月1日から新たに義務付け)
- **女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**に関する実績
(下の左の表の7項目から1項目以上を選択して公表)
- **職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備**に関する実績
(下の右の表の7項目から1項目以上を選択して公表)

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の7項目から1項目以上を選択

- ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・ 男女別の採用における競争倍率
- ・ 労働者に占める女性労働者の割合
- ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・ 役員に占める女性の割合
- ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」

以下の7項目から1項目以上を選択

- ・ 男女の平均継続勤務年数の差異
- ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・ 男女別の育児休業取得率
- ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・ 有給休暇取得率
- ・ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

従業員数101～300人の企業は・・・

従業員数が101～300人の企業に、以下の**3項目以上の情報公表**を義務付けます。

- **男女間賃金差異**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- **女性管理職比率**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- **女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**に関する実績、または**職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績
（前ページの2つの表の14項目のうち1項目以上を選択して公表）

Q 具体的にはいつの期間の数値をいつまでに公表する必要があるのか。

A 初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

例えば 令和8年4月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和8年7月末までに公表

令和8年12月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年3月末までに公表

令和9年3月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年6月末までに公表

その後もおおむね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要があります。

※ なお、女性管理職比率について、公表時点で得ることができる最新のものとする必要があります。具体的には、公表を行う事業年度の前事業年度時点の情報である必要がありますが、最新のものであれば、公表を行う事業年度の前事業年度のいずれの時点の情報であっても差し支えありません。

男女間賃金差異の情報公表のイメージ

☆「男女間賃金差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。

☆「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

【「男女間賃金差異」の情報公表のイメージ】

男女間賃金差異	
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

（付記事項（例））

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
※計算の前提とした重要事項を付記（対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは

☆管理職とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」の合計です。

☆「課長級」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が二係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む。）のもの
 - ②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと。）
- ※ 一般的に「課長代理」や「課長補佐」については、「課長級」に該当しません。

Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。

A 公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。

URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。



令和7年死亡災害発生状況

岡山労働局 (令和8年2月末現在)

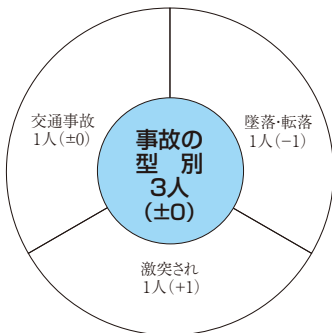
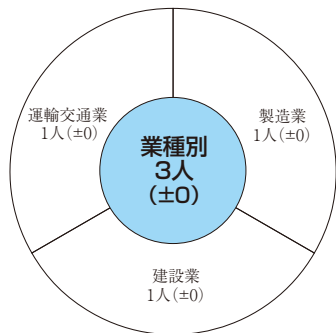
番号	業種	災害発生日	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
3	自動車整備業	令和8年1月	11時台	墜落・転落(2m未満)	脚立	トラック運転席の塗装のため、パイプ脚立(高さ1.8m)を使用して作業をしていたが、コンクリート地面に墜落しているのが発見された。	

(注) 令和8年1月1日から令和8年2月末日までに発生した労働災害で、令和8年2月末日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

2026年(令和8年)労働災害発生状況

死亡災害

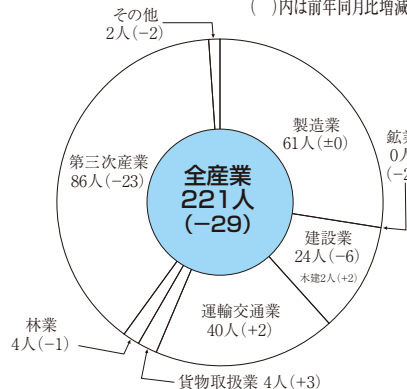
2月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数



死傷災害

(休業4日以上之死傷災害)

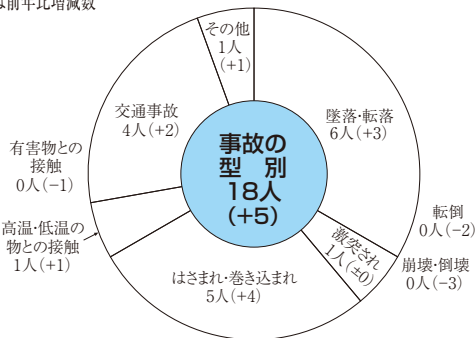
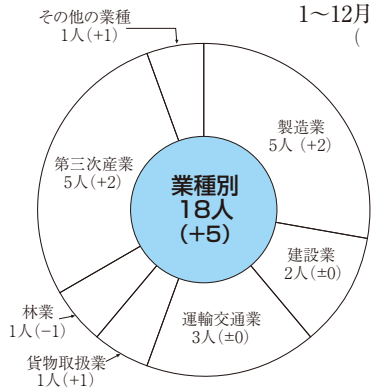
2月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数



2025年労働災害発生状況(速報値)

死亡災害

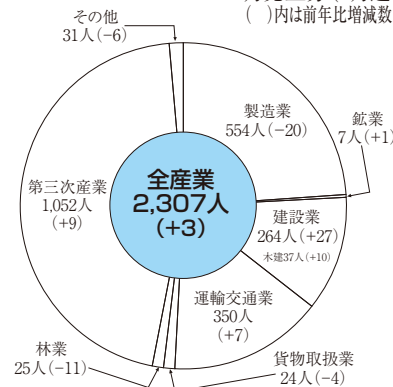
1~12月発生分(2月速報値)
()内は前年比増減数



死傷災害

(休業4日以上之死傷災害)

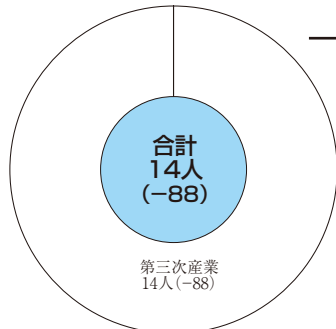
1~12月発生分(2月速報値)
()内は前年比増減数



2026年(令和8年)新型コロナウイルス感染症り患による労働災害発生状況

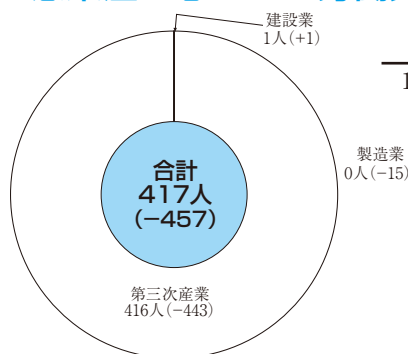
休業4日以上

2月分(速報値)



休業4日以上

1~12月分(速報値)



税理士

たけだ やすお
武田育男

〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL: 086-231-1227

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。



